

平成25年（申立）第11号審査事件

上 申 書

座談会司法は生きていた-3・11に真摯に向き合った福井地裁判決

平成26年（2014年）7月15日

東京第5検察審査会御中

申立人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

申立人らは、6月27日付上申書で、福島原発事故に関する検察官による不起訴処分を元検察官である法律家が厳しく理論的に批判した文献（岩波書店『世界』の2014年6月号に掲載された古川元晴氏による「なぜ日本では大事故が裁かれないのか」（甲1号証）及び5月21日に、福井地裁で言い渡された大飯原発差止判決（甲2号証 判決要旨）を提出しました。

この書面において、福井地裁大飯原発差止判決が刑事事件の過失の判断枠組みと関連し、本件事件においても参照しうる考え方であることを述べました。

2014年7月号『世界』において、古川氏と刑法学の船山泰範氏、申立人代理人である河合と海渡による座談会が掲載されました（甲3号証 座談会司法は生きていた-3・11に真摯に向き合った福井地裁判決）。この座談会の内容は、申立人らが6月27日付上申書の内容をさらにわかりやすく述べたものであるため、提出いたします。

この座談会において、古川氏は判決の評価を述べるとともに、以下のように述べています。

「問題視すべきは、想定は虚構のものであることを関係者は知っていたはずなのに、『専門家が厳密な検討を加えているのだから原発は絶対に安全だ』という安全神話を国民の間に流布してきたことです。」（４９頁）

ここにいう「関係者」には被疑者取締役らも当然に含まれます。

続いて船山氏は、「刑法学の観点から見ても画期的な意義を持つ判決である」と述べています。さらに過失の点について、「(事故という結果)回避のための努力をどれだけ割くかは、結果からもたらされるであろう被害の大きさによって変わってくるのが当然で」あり、大飯原発判決は刑法の危惧感説にも共通する見地だと断じています。そして、危惧感説ではなく、通説である具体的予見可能性説の立場であっても、その過失は十分に問えるといいます（５０頁ないし５１頁）。

すなわち、本件事件のように原発の苛酷事故という重大事故を回避するためには、被疑者取締役らは社内で１５．７メートルの津波があると想定したのであれば、それを避けるための対策をとらなければ過失責任を負うということなのです。

貴檢察審査会のみなさまにおかれては、上記座談会をお読みいただくとともに、この書面について直接説明する機会を設けていただきますよう、お願いいたします。

以上